

(別紙様式第4) 高等裁判所の家庭裁判所調査官の家事抗告事件、人事訴訟控訴事件等調査件数等表(平成27年)

(庁名) 東京 高等裁判所

(表1) 調査件数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	支 部	支 部
総 数		41	41	0	0	0
家事抗告	家事抗告総数	33	33	0	0	0
	別表第1審判	2	2	0		
	別表第2審判	31	31	0		
	雑	0	0	0		
人事訴訟控訴		8	8	0		
雑(注3)		0	0	0		
備 考						

(表2) 共同調査実施回数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	支 部	支 部
家事抗告		17	17	0		
人事訴訟控訴		7	7	0		
雑(注3)		0	0	0		
備 考						

(注)

- 表1の件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 表2には共同調査の実施回数を計上する。家事抗告事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。
- 家事事件手続法第105条第2項所定の裁判に係る事件をいう。
- 特に参考となる事項がある場合には備考欄に記載する。

(別紙様式第4)

高等裁判所の家庭裁判所調査官の家事抗告事件、人事訴訟控訴事件等調査件数等表(平成27年)

(庁名) 大阪 高等裁判所

(表1) 調査件数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	支 部	支 部
総 数		19	19	0	0	0
家事抗告	家事抗告総数	14	14	0	0	0
	別表第1審判	5	5	0		
	別表第2審判	9	9	0		
	雑	0	0	0		
人事訴訟控訴		5	5	0		
雑(注3)		0	0	0		
備 考						

(表2) 共同調査実施回数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	支 部	支 部
家事抗告		6	6	0		
人事訴訟控訴		5	5	0		
雑(注3)		0	0	0		
備 考						

(注)

- 1 表1の件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 2 表2には共同調査の実施回数を計上する。家事抗告事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。
- 3 家事事件手続法第105条第2項所定の裁判に係る事件をいう。
- 4 特に参考となる事項がある場合には備考欄に記載する。

(別紙様式第4)

高等裁判所の家庭裁判所調査官の家事抗告事件、人事訴訟控訴事件等調査件数等表(平成27年)

(庁名) 名古屋高等裁判所

(表1) 調査件数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	金 沢 支 部	支 部
総 数		11	9	2	2	0
家事抗告	家事抗告総数	11	9	2	2	0
	甲類審判	0	0	0	0	
	乙類審判	10	9	1	1	
	雑	1	0	1	1	
人事訴訟控訴		0	0	0	0	
雑(注3)		0	0	0	0	
備 考						

(表2) 共同調査実施回数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	金 沢 支 部	支 部
家事抗告		8	8	0	0	
人事訴訟控訴		0	0	0	0	
雑(注3)		0	0	0		
備 考						

(注)

- 表1の件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 表2には共同調査の実施回数を計上する。家事抗告事件において、当事者、事件本人等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。
- 家事審判法第15条の3第5項所定の裁判に係る事件をいう。
- 特に参考となる事項がある場合には備考欄に記載する。

(別紙様式第4)

高等裁判所の家庭裁判所調査官の家事抗告事件、人事訴訟控訴事件等調査件数等表(平成27年)

(庁名) 広島高等裁判所

(表1) 調査件数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	岡 山 支 部	松 江 支 部
総 数		8	6	2	2	0
家事抗告	家事抗告総数	6	5	1	1	0
	別表第1審判	0	0	0	0	0
	別表第2審判	6	5	1	1	0
	雑	0	0	0	0	0
人事訴訟控訴		2	1	1	1	0
雑(注3)		0	0	0	0	0
備 考						

(表2) 共同調査実施回数表

事件の種別 \ 庁 名	総 数	本 庁	支 部 総 数	岡 山 支 部	松 江 支 部
家事抗告	6	5	1	1	0
人事訴訟控訴	1	0	1	1	0
雑(注3)	0	0	0	0	0
備 考					

(注)

- 表1の件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 表2には共同調査の実施回数を計上する。家事抗告事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。
- 家事事件手続法第105条第2項所定の裁判に係る事件をいう。
- 特に参考となる事項がある場合には備考欄に記載する。

(別紙様式第4) 高等裁判所の家庭裁判所調査官の家事抗告事件、人事訴訟控訴事件等調査件数等表(平成27年)

(庁名) 福岡高等裁判所

(表1) 調査件数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	宮 崎 支 部	支 部
総 数		6	3	3	3	0
家事抗告	家事抗告総数	3	1	2	2	0
	別表第1審判	0		0		
	別表第2審判	3	1	2	2	
	雑	0		0		
人事訴訟控訴		3	2	1	1	
雑(注3)		0		0		
備 考						

(表2) 共同調査実施回数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	支 部	支 部
家事抗告		1	1	0		
人事訴訟控訴		2	2	0		
雑(注3)		0		0		
備 考						

(注)

- 1 表1の件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 2 表2には共同調査の実施回数を計上する。家事抗告事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。
- 3 家事事件手続法第105条第2項所定の裁判に係る事件をいう。
- 4 特に参考となる事項がある場合には備考欄に記載する。

(別紙様式第4) 高等裁判所の家庭裁判所調査官の家事抗告事件、人事訴訟控訴事件等調査件数等表(平成27年)

(庁名) 仙台高等裁判所

(表1) 調査件数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	秋 田 支 部	
総 数		2	2	0	0	
家事抗告	家事抗告総数					
	別表第1審判					
	別表第2審判	1	1			
	雑					
人事訴訟控訴		1	1			
雑(注3)						
備 考						

(表2) 共同調査実施回数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	秋 田 支 部	
家事抗告		1	1			
人事訴訟控訴		1	1			
雑(注3)						
備 考						

(注)

- 1 表1の件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 2 表2には共同調査の実施回数を計上する。家事抗告事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。
- 3 家事事件手続法第105条第2項所定の裁判に係る事件をいう。
- 4 特に参考となる事項がある場合には備考欄に記載する。

(別紙様式第4) 高等裁判所の家庭裁判所調査官の家事抗告事件、人事訴訟控訴事件等調査件数等表(平成27年)

(庁名) 札幌 高等裁判所

(表1) 調査件数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	支 部	支 部
総 数		2	2	0	0	0
家事抗告	家事抗告総数	1	1	0	0	0
	別表第1審判	0		0		
	別表第2審判	1	1	0		
	雑	0		0		
人事訴訟控訴		1	1	0		
雑(注3)		0		0		
備 考						

(表2) 共同調査実施回数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	支 部	支 部
家事抗告		1	1	0		
人事訴訟控訴		1	1	0		
雑(注3)		0		0		
備 考						

(注)

- 1 表1の件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 2 表2には共同調査の実施回数を計上する。家事抗告事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。
- 3 家事事件手続法第105条第2項所定の裁判に係る事件をいう。
- 4 特に参考となる事項がある場合には備考欄に記載する。

(別紙様式第4) 高等裁判所の家庭裁判所調査官の家事抗告事件, 人事訴訟控訴事件等調査件数等表(平成27年)

(庁名) 高松高等裁判所

(表1) 調査件数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	支 部	支 部
総 数		2	2	0	0	0
家事抗告	家事抗告総数	1	1	0	0	0
	別表第1審判	1	1	0	0	0
	別表第2審判	0	0	0	0	0
	雑	0	0	0	0	0
人事訴訟控訴		1	1	0	0	0
雑(注3)		0	0	0	0	0
備 考						

(表2) 共同調査実施回数表

事件の種別 \ 庁 名		総 数	本 庁	支 部 総 数	支 部	支 部
家事抗告		1	1	0		
人事訴訟控訴		1	1	0		
雑(注3)		0	0	0		
備 考						

(注)

- 表1の件数は, 事件数単位とし, 調査命令を受けた時点で計上する。また, 同一事件において, 同一年度に複数回の調査命令が出た場合には, それぞれ1件として計上する。
- 表2には共同調査の実施回数を計上する。家事抗告事件において, 当事者, 審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について, 同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は, 事件数にかかわらず1回とする。
- 家事事件手続法第105条第2項所定の裁判に係る事件をいう。
- 特に参考となる事項がある場合には備考欄に記載する。